

令和5年5月1日

保護者の皆様へ

練馬区教育振興部長  
三浦 康彰  
(公印省略)

### 多子世帯への学校給食費補助の実施について

このたび練馬区では、子育て多子世帯の負担を軽減するため、区立小中学校に通う、児童・生徒のうち第二子以降の学校給食費を区が全額補助することとし、下記の通り実施します。

#### 記

##### 1 支給対象者

令和5年4月1日以降、つぎの要件に全て該当する方が対象になります。

- ア 区立小中学校に在籍していること。
- イ 第二子以降であること。
- ウ 区内に住所を有していること。
- エ 生活保護、就学援助、就学奨励費など、他の支援制度による給食費の支給を受けていないこと。

※ 就学援助、就学奨励費受給者の方については、「6 就学援助、就学奨励費受給者の方について」をご参照ください。

※ 第一子の年齢制限・区外転出等の要件、世帯の収入制限はありません。  
(対象例)

中学校卒業	小・中学校		
高校・大学生、 社会人等	区立		
1  対象外	2  対象	3  対象	4  対象

##### 2 申請等について

基本的に申請の必要はありません。要件に該当する方については、給食費の引き落としを停止させていただきます。ただし、第一子等のお子様が世帯から転出している場合等については区で把握ができないため、以下の通り申し立て書をご提出いただきます。申し立て書については学校HPよりダウンロードすることができます。審査の上、約1～2か月後から徴収金の停止等の対応をさせていただきます。

- ① 提出書類：申し立て書、証拠書類（住民票等）
- ② 提出方法：下記提出先へ郵送または窓口までご提出ください。

##### 【申し立て書の提出先】

〒176-8501

練馬区豊玉北6丁目12-1

練馬区教育振興部 保健給食課 学校給食係

(練馬区役所本庁舎11階)

3 補助対象期間

令和5年4月から

4 補助の方法について

給食費の実績に応じて、在籍している学校に、補助金を支給します。対象の児童・生徒の方の給食費の引き落としはありません。なお、教材費、第一子の給食費については本事業の対象外のため、通常通り引き落とされます。

5 補助金の受領権等の委任について

本通知をもって、対象者の児童・生徒が在籍している小学校・中学校の学校長に補助金の申請、請求および受領に関する権限について委任したものとみなして、本事業を実施します。

上記の権限の委任について、ご同意いただけない場合には、個別にご相談を承っておりますので下記担当（保健給食課）までご連絡ください。

6 就学援助および就学奨励費受給者の方について

第二子以降の学校給食費に係る就学援助および就学奨励費については、練馬区就学援助実施要綱等に基づき、学校長に直接支払われます。それ以外の就学援助および就学奨励費につきましては、これまで通り原則として保護者の方に支給します。

【担当】

練馬区教育振興部 保健給食課 学校給食係

電話 03-5984-5736

F A X 03-5981-1220